

# 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

# 技能実習制度の見直しの内容について

参考資料

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、  
管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

## 現行

- ① 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

## 見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

## 優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長又は再実習 → 3年間 ⇒ 5年間 (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 → 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (最大5%まで ⇒ 最大10%まで等)
- ③ 対象職種 of 拡大 → 地域限定の職種・企業独自の職種 (社内検定の活用) ・複数職種の実習の措置  
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

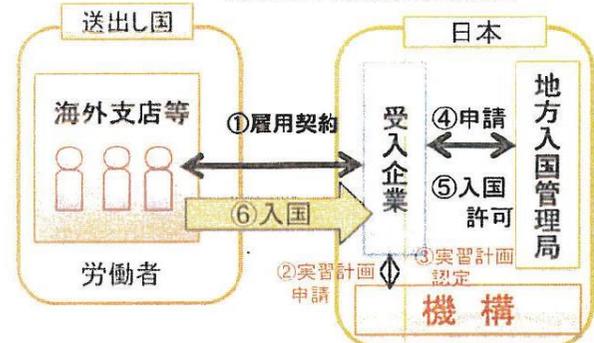
# 技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。  
※平成28年6月末時点

※新制度の内容は赤字

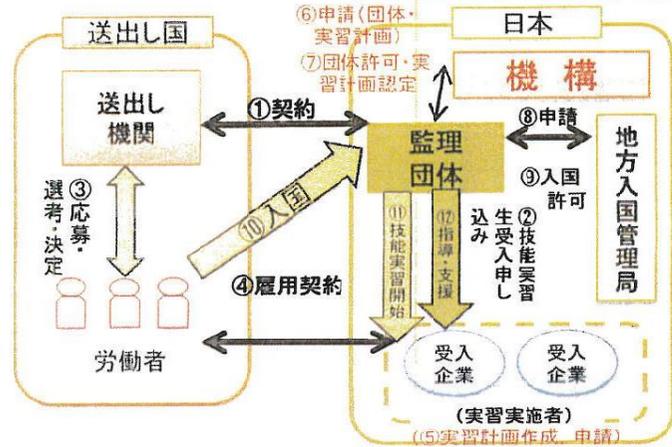
## 技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

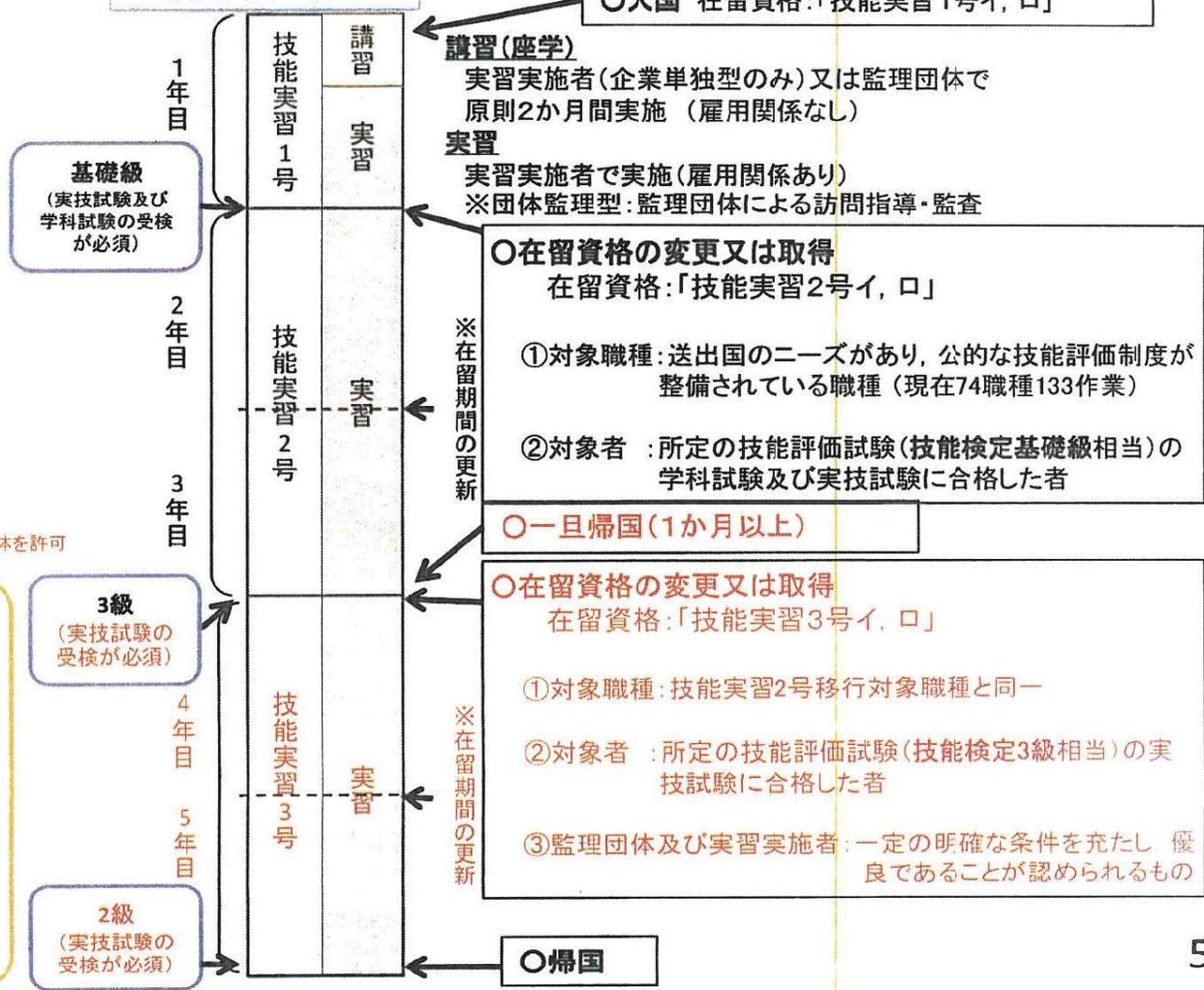


**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可



## 技能実習の流れ



## ○ 外国の送出国機関とは(法第23条第2項)

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

### 外国の送出国機関の要件

- (1) 所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること
- (2) 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと
- (3) 技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること
- (4) 技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと
- (5) フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること
- (6) 当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、刑の執行の終了等から5年を経過しない者でないこと
- (7) 所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと
- (8) 保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと
- (9) 技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと
- (10) 技能実習生又はその家族等に対して(8)(9)の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること
- (11) 過去5年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと
- (12) その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

### 2 国間取決めを作成した国

送出国の政府が、上記(1)～(12)の確認を行い、適切な送出国機関を認定する。

## 不適正な送出しを排除する仕組み（新制度における具体的な運用方法）

### 1 技能実習制度の趣旨の理解について

ア 送出機関に、制度の趣旨を理解する者のみを選定する義務を課す（前頁の（2）参照）。

イ 技能実習生になろうとする者に、技能実習制度の趣旨を理解したことを明らかにする書面を作成させ、これを技能実習計画の認定申請の必要的添付書類とする。

### 2 保証金徴収・違約金契約について

ア 送出機関に、保証金や違約金契約の不存在を技能実習生本人から確認する義務を課す（前頁の（10）参照）。

イ 技能実習生になろうとする者に、保証金や違約金契約の存否を申告する書面（上記1イと同じ書面を想定）を作成させ、これを技能実習計画の認定申請の必要的添付書類とする（8頁の③参照）。

ウ 監理団体と送出機関の間の契約書の中に、送出機関側の義務として保証金徴収や違約金契約をしないことを明記させる（こうした契約書の作成を監理団体に義務付ける。）。

エ 外国人技能実習機構及び監理団体において、技能実習生からの相談受付体制を整える。

オ 送出機関が保証金徴収や違約金契約を行い、あるいは上記アの義務を履行しない場合には、送出機関としての要件を欠くこととなる。

### 3 法外な手数料等徴収について

ア 送出機関に、明確な料金基準を公表することと、技能実習生に料金の内容を十分理解させることを義務付ける（前頁の（3）参照）。

イ 技能実習生になろうとする者が送出機関に支払った料金の額及び内訳を明示する書面を、技能実習計画の認定申請の必要的添付書類とする。

ウ 技能実習生になろうとする者が、上記イの料金の額及び内訳を十分に理解した上で送出機関と合意していることを、技能実習計画の認定の要件とし、そのことを示す書面を認定申請の必要的添付書類とする。

エ 送出機関が、上記アを守らず、あるいは、明らかに法外な料金を徴収していて適格性に問題ありと認められる場合には、送出機関としての要件を欠くこととなる。

## (参考) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針 (案)

### 根拠

- 主務大臣は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を定めなければならない (技能実習法 7 条 1 項)
- 基本方針に掲げる事項 (技能実習法 7 条 2 項)
  - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項
  - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項
  - ・ 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項
  - ・ 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

### 基本方針の概要

※印は、衆・参法務委員会における附帯決議での指摘事項

#### (1) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

技能実習制度の見直しの経緯，技能実習法の概要，技能実習の基本理念及び技能実習関係者の責務

#### (2) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための施策に関する事項

技能実習計画 (認定制の趣旨，実習期間の途中で技能実習生の意に反して帰国させることの禁止，技能実習を中止して帰国する場合の事前の届出(※)等)，実習実施者 (実施の届出，技能実習生の報酬からの不当な控除の禁止(※)，労働時間に係る労働法令違反の禁止(※)，技能実習生の待遇について日本人との不当な差別の禁止(※))，監理団体 (許可制の趣旨，留意事項)，優良な実習実施者及び監理団体 (第 3 号技能実習の創設や受入れ人数枠の拡大の趣旨)，技能実習生の保護 (通報・申告・相談対応，技能実習生が実習先の変更を求めることについてやむを得ない事情がある場合の実習先の変更支援(※)，第 3 号技能実習移行時の実習先の選択)，国レベルでの取決め (送出国政府との取決めの作成)

#### (3) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に際し配慮すべき事項

国の役割，外国人技能実習機構の役割・業務，事業所管大臣等との連携，地域協議会，対象職種，技能実習評価試験，特定の職種に係る技能実習の適正な実施 (介護についての適切な対応策(※)) 及び技能実習生の保護を図るための施策

#### (4) 技能等の移転を図るべき分野その他技能等の移転の推進に関する事項

技能等の移転を図るべき分野，技能等の移転の推進に係る調査，好事例の収集・分析，修得等した技能等の見える化

#### (5) その他

技能実習生の適正な在留の確保，地域社会との共生の推進，関係機関との連携

# 送出国との取決めについて

## 現行

### 問題点

- 制度趣旨を十分に説明しないまま実習生を募集、選別したり、実習生から不当な金銭(保証金や違約金等の名目)の徴収等を行う不適正な送出国機関が存在。
- こうした不適正な送出国機関を排除するための国レベルでの取決めが無い。

### 参考:JITCOの取組み

- JITCOが自主的な事業として送出国政府と討議議事録(R/D)(※1)を作成し、技能実習制度の適正かつ円滑な推進のために相互に協力する事項(※2)を確認。

※1 アール・ディー。Record of Discussionの略。15か国と作成。

認定送出国機関は1,198機関(平成29年2月15日現在)。

※2 送出国政府が適切と認める送出国機関を認定すること、送出国の技術動向等に関する情報提供をすること、実習生に生じた問題の解決に努力すること等を規定。

## 新制度

### 方針

- 実習生の送出国を希望する国との間で、国レベルでの取決めを順次作成することにより、送出国と協力して不適正な送出国機関の排除を目指す。

### 取決めの主な内容として想定される事項

- ① 適正な送出国機関を送出国政府が認定。
- ② 送出国政府から認定された送出国機関以外の機関からの実習生受入れを認めない。
- ③ 送出国政府に対する、問題のある送出国機関への調査、指導監督の要請
- ④ 実習生の帰国後における技能移転の状況などに関するフォローアップ調査への協力要請
- ⑤ 失踪者が発生した場合の対応

※認定された送出国機関は、機構のホームページで随時公表していく予定